

令和8年度「コスメ県 SAGA」コミュニティ運営業務委託仕様書

第1 目的

本県は、唐津市や玄海町を中心とする北部九州に美と健康に関するコスメティック産業を集積させ、コスメに関連する自然由来原料の供給地となることを目指すコスメティック構想を推進している。これまでの成果として、各コスメ関連企業の県内進出や異業種からのコスメ業界への参入事例も増えつつある。一方、県内コスメ産業の主要プレイヤーの多くは、業界関係者で占められており、コスメビジネスの新しい発想や取組みが限定的となっている。

本事業では、コスメビジネスの業界関係者に加えて、異業種の社会人や学生でもコスメビジネスに興味のある方であれば誰でも参加でき、コスメビジネスをテーマに共に学び、交流できる場として、令和7年度に立ち上げたコミュニティ「Cosme Park SAGA（通称：CosPa）」の運営を行う。このコミュニティ活動を通じて、全国から佐賀県に人材が集まり、佐賀県内で新たなコスメビジネスが生まれる風土を醸成し、新事業創出や起業家輩出などの実現により、コスメ産業の裾野拡大を図っていく。

第2 業務内容

コスメビジネスに関心のある層を対象としたセミナーや相談会、工場・農場見学、事業アイデアの発表など、コスメビジネスに関する学びの場を提供するとともに、交流の場を設けることで、異業種も巻き込み新しいビジネスを創出するコミュニティの仕組みを構築する。

具体的には、次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目標達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。なお、事業実施にあたっては、積極的に自治体やジャパン・コスメティックセンター、佐賀県産業振興機構、商工団体、企業などとの連携を図り、県内コスメ産業の裾野拡大に向けて工夫して取り組むこと。また、受託者自身も積極的にコミュニティ未参加の県内企業を訪問してコミュニティに対するニーズを掘り起こし、その結果を適宜運営に反映しながら進めること。さらに、本コミュニティは、将来的には自走化を目指すものであるため、コミュニティ参加者の声を広く取り入れながら運営すること。

本事業では、コミュニティイベントへの参加者数年間延べ330人、新規事業創出件数10件以上を目標とする。

(1) コミュニティ運営の年間スケジュール作成

コスメビジネスに関する専門知識を身に着けることのできるコミュニティイベントを定期的に提供することとし、各コミュニティイベントの登壇者、トークテーマ、訪問先やピッチイベントなど具体的な内容を含めた年間スケジュールを作成すること。最終的な年間スケジュールについては、県と協議を経て決定すること。

(2) コミュニティ参加対象

県内外には、宿泊施設による地域素材を活用したコスメアメニティの企画販売、プロスポーツチームによるファン向けコスメの企画販売などコスメビジネスに関心を寄せる異業種の関係者が増えてきているものの、コスメビジネスに関する知見不足や実際に製造するコスメ関連企業とのネットワーク不足が参入障壁となり、事業化できていないケースも多い状況。本コミュニティの参加対象者は、以下のとおりとする。

ア 県内のコスメ業界関係者

イ コスメビジネスに関心のある県内の個人又は法人

ウ 県外のコスメ業界関係者で県内のコスメ関連企業との取引や県内での事業展開に関心のある者

エ コスメビジネスに関心のある県外の個人又は法人で県内のコスメ関連企業との取引や県内での事業展開に関心のある者

オ その他県が必要と認める個人又は法人

(3) 参加者の募集及び広報

受託事業者は、受託期間中を通して、本コミュニティへの参加を促すため、有料広告、パンフレット、デジタルサイネージなどの媒体を活用し、募集活動に取り組むこと。なお、受託事業者は、各イベント開催後に報告記事を都度作成することとし、これを県担当者が県の所有するコスメティック構想の公式ホームページにて発信することとする。また、募集や広報にあたっては、自治体やジャパン・コスメティックセンター、佐賀県産業振興機構、商工団体等と連携、情報収集し、積極的に企業を訪問すること。

(4) コミュニティイベントの開催

第2(1)の年間スケジュール、次のア〜カに基づき、コミュニティイベントを開催する。

ア 開催回数・時間

委託期間内に県内で10回以上、県外で1回以上イベントを開催すること。また、開催時間については、多くの方が参加できる時間帯に実施すること。開催回数と1回あたりの開催時間について提案書に盛り込むこと。

イ 開催場所

(ア) 県内イベント

コスメティック構想の中心となる唐津市、玄海町も含め県内全域からの積極的な参加を集めることのできる場所を検討し、各回具体的に提案すること。なお、コミュニティイベントは、県外からも参加を促すため、原則オンライン同時配信とすること。

(イ) 県外イベント

県外からも本コミュニティへの参加を促すため、首都圏等、人が多く集まる場所でのイベント開催を検討すること。

ウ 内容

これからコスメビジネスを始める方やコスメビジネスに関わっている方にとって、このイベントに参加しないと収集できないコスメビジネス特有の専門知識（製造や販売に必要な商品毎の投資金額、コスメ発注前の準備事項、スモールスタートでのコスメビジネス成功・失敗事例、競合製品との差別化、業界特有の商習慣や関連法規、美容家など消費者側の意見など）の習得や登壇者との質疑応答の場を提供し、参加意欲を掻き立てる魅力的なイベント内容を提案すること。形式は、セミナーやトークセッション、工場見学など問わず、各回自由に提案すること。また、協業先等を探索する参加者やコスメビジネスをサポートするコスメ関連企業等に対しては、イベント内でピッチやPRの機会等を提供すること。更に、参加者同士の積極的な交流を促すため、イベント終了後には、交流会を開催することとし、コミュニティの活性化につなげること。なお、各イベントの終了後は有効な手法で効果測定を行い、必要に応じて当初計画からの変更を検討すること。この場合、計画の変更にあたっては、あらかじめ県の了解を得ること。

エ 事前準備や当日の運営

イベントに係る事前準備（講師や場所確保、チラシ作成、募集等）や当日の運営（司会、会場設営・撤去、参加者の出欠管理、スタッフ派遣等）については受託者の責任において行うこと。

オ 令和8年度初回コミュニティイベント

令和8年度の初回コミュニティイベントでは、コミュニティの認知度及び参加者の満足感を最大限向上させ、参加意欲を喚起する必要あり、コスメやコスメビジネスに関心のある層を幅広く誘引できる方を登壇者に起用すること。登壇者については、具体的に提案書へ盛り込むこと。

カ その他

飲食を伴う交流会等を開催する場合、その参加費については参加者から徴収する等委託事業の経費と分けること。

(5) コミュニティ参加者のオンライン交流

コミュニティ参加者同士がイベント日程によらずお互い情報共有や交流できる場として、令和7年度に立ち上げたSlack（オンラインコミュニケーションツール）を活用したオンラインコミュニティを運用すること。契約期間中は、積極的に活用されるように県や関連団体、企業からの情報提供等工夫することとし、事業完了後の運用については県に引き継ぐこと。

(6) コスメビジネス相談対応と協業マッチングの実施

リアル若しくはオンライン上にコミュニティ参加者からコスメビジネスの立上げや協業等に関する質問や相談を受ける場をつくること。合わせて、新規事業等創出等に向けた企業同士のマッチングが加速するような仕組みを検討すること。

(7) その他

このほか、第1に記載の目的達成に寄与する方策や支援策等があれば提案書に具体的に記載すること。また、本事業を行うに当たって必要と思われる県による協力等があれば具体的に記載すること。

第3 実施体制

本事業は、次に掲げる体制を整備した上で実施すること。

このほか、事業の実施・運営に必要な人材や運営体制等があれば提案書及び実施体制図に具体的に記載すること。

- (1) 受託者は、本事業の運営全体を統括し、管理する運営責任者を1名配置することとし、事務連絡や問い合わせの窓口とする。
- (2) 受託者は、コスメビジネスに幅広く知見を備え、参加者へ助言できる人材を確保すること。
- (3) 本事業に従事する責任者や講師等については、事業期間中であっても、本人からの退任の届出があった場合については退任を、心身の故障のため業務に耐えられないと認められる場合は配置の取り消しを認めるものとし、受託者は速やかに後任の人材を配置すること。
- (4) 受託者は、本事業に従事する講師等に対し、守秘義務や個人情報保護法（平成15年法律第57号）等を遵守させるとともに、事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を行わないよう適切な業務管理を行うこと。

第4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月23日（火）まで

第5 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第6 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議し、県の了承を得て行うこととし、受託者は、事業の実施状況について適宜県に報告すること。
- (3) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する資料等を用いる場合は著作権処理等を行うこと。

- (4) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）等の知的財産権は、県及び受託者の共有（持分均等）とし、いずれの当事者もその行使について相手方への合意を得たものとして支払いの義務を負うことなく、第三者への利用許諾を含め、かかる共有著作権を行使することができるものとする。また、受託者は、発注者のかかる利用について著作権者人格権を行使しないものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (7) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括及びコミュニティイベントの企画・運営に係る業務は、本業務の中核となる業務であるため、再委託を認めない。
- (8) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (9) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (10) 本事業の実施にあたり、参加者や講師等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (11) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき県が判断した場合には、県の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。
- (12) 本事業は、企業等からの協賛・協力を受けて事業を実施することも可能とするが、その場合は事前に県と協議を行うこと。また、協賛・協力企業に対して受講者の了解を得ずに個人情報を提供しないこと。